

証券コード 6535
2023年10月6日
(電子提供措置の開始日2023年9月29日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町22番14号
株式会社 アイモバイル
代表取締役社長 野口 哲也

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

<https://www.i-mobile.co.jp/ir/library/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名（アイモバイル）又は証券コード（6535）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」覧よりご確認ください。

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日の出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権行使ができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、書面の場合は同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年10月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。また、インターネットの場合は2023年10月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、3～5ページの「議決権行使についてのご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年10月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2丁目22番3号 渋谷東口ビル1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果はインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.i-mobile.co.jp/ir/library/meeting.html>) に掲載させていただく予定です。

議決権行使についてのご案内

- 下記3つの方法がございます。

●インターネットによるご行使



行使期限

2023年10月25日（水曜日）
午後5時行使分まで

当社議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使ウェブサイト】<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

▶「QRコードを読み取る方法「スマート行使」」については次頁をご参照ください。

●郵送によるご行使



行使期限

2023年10月25日（水曜日）
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

●株主総会へのご出席



株主総会開催日時

2023年10月26日（木曜日）
午前10時

（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

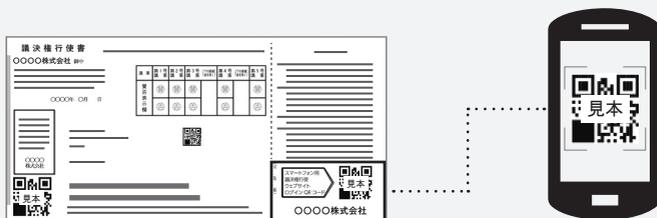
議決権のご行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おください。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。

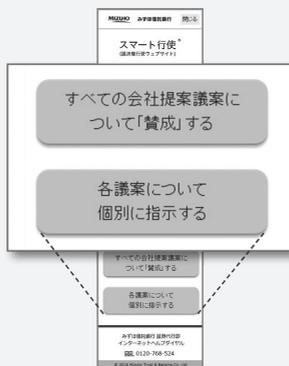
◆ QRコードを読み取る方法「スマート行使」◆

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。
詳細は次頁をご参照ください。

◆ 議決権行使ウェブサイトへのアクセス方法 ◆

「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力の上、画面の案内に従って行使をしていただきますようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック

3 パスワードを入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- ◎パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- ◎パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル）

（ご利用時間 午前9時～午後9時（年末年始を除く））

事業報告

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年8月1日～2023年7月31日）におけるわが国経済は、資源高や円安による物価高の影響が依然としてあるものの、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和が進んだことと、各種政策の効果もあり、個人消費は持ち直しの動きをみせております。

当社グループは「“ひとの未来”に貢献する事業を創造し続ける」というグループビジョンの下、「コンシューマ事業」と「インターネット広告事業」の2つのセグメントによって構成されております。コンシューマ事業の主たる事業領域であるふるさと納税市場においては、2022年度のふるさと納税受入額は、前年度比約1.2倍の9,654億円、受入件数も前年度比約1.2倍の5,184万件と引き続き拡大しております。さらに、ふるさと納税の控除適用者数（ふるさと納税を実際に行い住民税控除適用された人数）も前年度比約1.2倍の約891万人と増加しており^{*1}、「地方創生の実現」という本来の趣旨に沿った制度として広く浸透しつつあります。また、インターネット広告事業の主たる事業領域である国内インターネット広告市場における2022年のインターネット広告費は、前年比114.3%の3兆912億円と好調な成長を続けております^{*2}。しかしながら足元のマクロ環境は、人々の行動・消費生活の変化や市場の成熟化などの影響もあり、広告需要の減少傾向が見られるなど、予断を許さない状況となっております。

このような事業環境の下、当社グループは、インターネットマーケティング企業として、祖業であるインターネット広告（アドネットワーク）事業で培ったテクノロジーとマーケティング・ノウハウを多角的に活用し、新たな市場の開拓と成長事業分野への投資を推し進め、更なる企業価値の向上に努めております。当連結会計年度においては、社会や市場などの事業環境の変化に柔軟に対応し中長期的な成長を確保するため、機動的に事業戦略を修正し、順調な進捗・成果を上げることができました。

地域産業の活性化などの社会課題を解決する機能を持つふるさと納税事業においては、「ふるなび」ブランドの認知度向上とプロモーション活動を推進し、契約自治体や会員を増やすと共に、自治体との共創による飲食や宿泊など、独自企画の体験型返礼品の拡充を図ってまいりました。インターネット広告事業では、企業とインフルエンサーをつなぐマーケティングプラットフォーム「Action」のサービス開始以降、引き続き順調にインフルエンサー登録者数を伸ばすなどインフ

ルエンサーマーケティング事業の成長に注力いたしました。また、アプリ運営事業（オーテ社等）においては、新規タイトル数の増加による収益回復を図るため、開発期間を短縮できる環境の整備を進め、Android版とiOS版が同時にリリースできる体制となりました。さらに、社会課題を解決することで地方創生を実現するグリーンエネルギー事業では、耕作放棄地を活用した営農型太陽光発電所5か所で新規に発電を開始し、その一部をオフサイトフィジカルコーポレートPPAに活用し、追加性^{*3}のある再生可能エネルギーをユニ・チャーム社の工場へ供給することにより、電力と環境価値の提供を行っております。

さらに、当社グループでは、持続可能な環境や社会への貢献による持続的な企業価値の向上が重要な経営課題であると認識しており、当連結会計年度において、環境問題を中心に検討するサステナビリティ委員会を設置いたしました。また、当社の経営戦略と人材戦略をオーバーラップさせた「人的資本」への戦略投資も継続的に推進するなど環境・社会・ガバナンスへの取り組みを強化しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、16,426百万円（前年同期比117.9%）、営業利益は3,525百万円（同92.9%）、経常利益は3,434百万円（同89.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,404百万円（同89.7%）となりました。

※1 出典：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果」、2023年8月1日公表

なお、ふるさと納税受入額等の実績は、住民税の計算期間と異なり、自治体の事業年度（4月1日～翌年3月31日）の状況を集計したものであります。

※2 出典：株式会社電通「2022年 日本の広告費」、2023年2月24日発表

※3 再生可能エネルギー電力を購入することが、新たな再生可能エネルギー電源の普及拡大に寄与すること

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

（コンシューマ事業）

コンシューマ事業では、ふるさと納税事業「ふるなび」及び周辺事業としてトラベル事業、レストランPR事業並びにポイントサービス事業を展開しております。主力事業であるふるさと納税事業「ふるなび」では、ふるさと納税制度の認知度向上と社会行動として定着したことにより安定した市場成長が継続する中、競争優位性を確保し、市場でのシェア獲得を早期に実現すべく、新規顧客の獲得及びリピーターの増加に取り組んでおります。その施策として顧客満足度向上のためのプロモーション施策やポータルサイトの利用満足度の向上、契約自治体数及び

返礼品の充実、飲食や旅行等の独自返礼品の拡充を実施しました。これにより、寄附受付件数をはじめとした各指標が全て好調に推移したことで、市場を上回る成長を実現し、売上高・セグメント利益共に前年同期比で大幅な増収増益を達成しました。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は13,285百万円（前年同期比134.0%）、セグメント利益は2,976百万円（同119.3%）となりました。

（インターネット広告事業）

インターネット広告事業では、アドネットワーク事業、アフィリエイト事業、メディアソリューション事業、広告代理店事業（サイバーコンサルタント社）、アプリ運営事業（オーテ社等）を展開しております。成長分野へのシフト及び顧客アプローチの強化で収益回復を目指し、アフィリエイト事業ではインフルエンサー登録者数をさらに伸ばしたことで収益は好調に推移し、メディアソリューション事業においても広告枠数、稼働パートナー数が過去最高を更新したことで、収益は安定的に推移いたしました。また、アプリ運営事業やアドネットワーク事業では他社との提携や、新しいフレームワークの導入などシステム開発に注力することで収益回復の道程を築きました。一方で、人々の行動・消費生活の変化や市場の成熟化などによる市場の影響が大きく、売上高・セグメント利益共に前年同期比で減収減益となりました。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は3,180百万円（前年同期比78.2%）、セグメント利益は667百万円（同47.1%）となりました。

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、373百万円であります。その主なものは、インターネット広告事業における自社開発にかかるソフトウェアの取得67百万円及びサーバー設備等の取得11百万円、コンシューマ事業における自社開発にかかるソフトウェアの取得18百万円、並びに全社資産であるPC等の取得、その他設備の取得275百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- (8) 対処すべき課題

当社グループは、「ひとの未来」に貢献する事業を創造し続ける」というグループビジョンに基づき、2021年9月8日に中期経営計画を発表し、計画達成に向けて事業に邁進した結果、順調な進捗となっております。しかしながら、社会環境の変化や事業環境の潮流をとらえ、中期的な成長を実現すべく、機動的に事業戦略を修正し、特に開発や人的資本への投資及び販促を強化するため、当初計画の営業利益目標を2025年7月期ターゲットに変更いたしました。ふるさと納税事業を中心とするコンシューマ事業においては、競争優位性を確立すべく、市場シェア獲得のために、体験型返礼品と提携自治体数の拡大、販促の強化によるユーザー獲得に注力しております。また、インターネット広告事業においても、成長分野へのシフト及び営業基盤の整備による顧客アプローチの強化、並びにアプリ運営事業でのタイトルリリース数増加などで収益回復を目指します。これら2つの事業領域において、アセットの最適配分と相乗効果を最大限に発揮し、さらにグリーンエネルギー事業の推進やM&Aの活用などで企業価値をより一層高めてまいります。

今後の更なる事業拡大及び、企業価値の向上を持続するため、以下を課題として認識し、取り組む所存であります。

① 新規ユーザーの獲得とユーザーエンゲージメントの強化

当社グループの持続的な成長のためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、積極的な広告宣伝活動及び、当社グループサービス間の誘導施策を継続的に行ってまいります。また、既存ユーザーのニーズを汲み取り、サービス品質を高め続けると共に、顧客満足度の高い周辺サービスを開発することで、エンゲージメントをより強化し、長期的に当社グループのサービスをご利用いただけるよう努めてまいります。

② 広告配信性能の向上

インターネット広告事業は、競合環境及び事業環境の変化等により、広告配信性能の競争優位性を確保することが必要不可欠であると認識しております。当社グループでは、統計処理及び機械学習等における広告配信技術を高め、豊富なユーザーデータを基に効率の良い広告配信枠の買付を実施し、より競争力ある広告配信サービスの提供を図ってまいります。

③ 新規事業の創出による事業ポートフォリオの拡大

当社グループが継続的な成長を実現するための戦略として、既存事業の成長を図る施策のみならず、新規の周辺事業の開発とサービス間のユーザーの誘導施策並びに、様々な新規事業に取り組み続けることが重要であると考えております。ユーザーセグメントの異なる事業を組み合わせたポートフォリオ戦略によって、ビジネスモデルを多様化して将来にわたる収益の持続的な成長に繋げてまいります。

④ 事業提携、企業買収への積極的な取り組み

今後の更なる収益基盤の安定化及び、持続的な成長を図るためには、次の成長を担う新規事業の創出及び拡大により、収益源の多様化を実現することが必要不可欠であると考えております。そのためには、自社による開発のみならず、事業提携やM&A等により新たな事業・サービスへの投資を実行することで、成長への挑戦を継続してまいります。

⑤ 開発体制の強化

当社グループを取り巻く事業環境は、技術革新及び市場の変化のスピードが速く、日々新たな対応が求められる環境にあります。このような環境の中、更なる事業拡大のため、技術領域への投資、品質の高い開発手法の導入及び人工知能技術などの研究を一層加速させ、機動的で競争力重視のサービス開発体制の整備を図ってまいります。

また、当社グループの事業はウェブ上で運営されていることから、システムを安定的に稼働させ、問題の発生時には迅速な解決が求められていると認識し

ております。快適な状態でユーザーにサービスを提供するために、システムを安定的に稼働させるための技術の開発及び、人員確保等に努めてまいります。

⑥ 優秀な人材の育成と確保

当社グループの今後の更なる成長のためには、社員全員が企業理念や経営方針を深く理解し、体現していくことが必要不可欠であると考えております。そのためには人材を育成するための教育体制の整備を図り、社員全員の意識と能力の底上げを進めると共に、社員が働きやすい環境の構築に努めてまいります。また、組織の規模拡大による機動性の低下等の発生を防ぐため、事業展開に応じた組織体制の整備と適切な人員配置により、効率化と意思決定の機動性確保を図ってまいります。

⑦ サステナブルな社会の実現

当社グループのビジョン「“ひとの未来”に貢献する事業を創造し続ける」の実現に向け、事業をはじめとした企業活動を通じ、社会課題の解決に取り組み、全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として、継続的な企業価値の向上を目指しております。

当社グループは優先的に取り組むべき課題として、「人々のQOLの向上」「社会的価値の創造」「持続可能な街づくり」「地域の魅力創出」の4つの重要課題（マテリアリティ）を特定しており、ふるさと納税事業「ふるなび」と「企業版ふるさと納税」を活用した地域支援により、社会課題の解決とサステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第13期 2020年7月期	第14期 2021年7月期	第15期 2022年7月期	第16期 (当連結会計年度) 2023年7月期
売 上 高	7,485百万円	11,592百万円	13,933百万円	16,426百万円
経 常 利 益	2,248百万円	3,366百万円	3,839百万円	3,434百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,727百万円	2,299百万円	2,678百万円	2,404百万円
1株当たり当期純利益	76.66 円	107.39 円	125.04 円	119.78 円
総 資 産	15,359百万円	18,992百万円	18,193百万円	21,721百万円
純 資 産	13,222百万円	14,720百万円	13,406百万円	14,079百万円
1株当たり純資産	607.12 円	683.85 円	662.71 円	723.48 円

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第13期 2020年7月期	第14期 2021年7月期	第15期 2022年7月期	第16期 (当事業年度) 2023年7月期
売 上 高	6,489百万円	10,125百万円	12,459百万円	15,467百万円
経 常 利 益	2,105百万円	2,798百万円	3,213百万円	3,232百万円
当 期 純 利 益	1,538百万円	1,884百万円	2,295百万円	2,264百万円
1株当たり当期純利益	68.28 円	88.00 円	107.15 円	112.81 円
総 資 産	14,964百万円	18,052百万円	16,930百万円	20,445百万円
純 資 産	12,994百万円	14,076百万円	12,380百万円	12,913百万円
1株当たり純資産	596.65 円	653.94 円	611.71 円	663.07 円

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サイバーコンサルタント	30 百万円	100.0 %	インターネット広告事業
オーテ株式会社	2 百万円	100.0 %	インターネット広告事業

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. Simple App Studio株式会社は、清算終了により、連結の範囲から除外しております。

(11) 主要な事業内容

2023年7月31日現在

事業	事業内容
コンシューマ事業	ふるさと納税事業、トラベル事業、レストランPR事業、ポイントサービス事業等
インターネット広告事業	アドネットワーク事業、アフィリエイト事業、メディアソリューション事業、広告代理店事業、アプリ運営事業等

(12) 主要な事業所

① 当社

本社 東京本社 東京都渋谷区
営業所 関西支社 大阪府大阪市北区

② 子会社等

国内 東京都渋谷区

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

2023年7月31日現在

従業員数	前連結会計年度末比増減
208 (一) 名	8 (一) 名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、() 内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。

② 当社の従業員の状況

2023年7月31日現在

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
206 (一) 名	11 (一) 名増	34.25 歳	5.64 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、() 内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 87,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,382,396株（自己株式1,074,450株を含む）
 (3) 株主数 9,774名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 テ イ ー ネ ッ ト	4,160 千株	21.55 %
株 式 会 社 あ さ ひ	4,000 千株	20.72 %
田 中 俊 彦	1,688 千株	8.75 %
野 口 哲 也	1,618 千株	8.38 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	952 千株	4.93 %
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	467 千株	2.42 %
DBS BANK LTD. 700152	243 千株	1.26 %
山 下 良 久	197 千株	1.02 %
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	109 千株	0.57 %
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510686	99 千株	0.51 %

(注) 発行済株式総数に対する持株数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
 上記のほか、自己株式1,074,450株を保有しております。
 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2023年6月30日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 824,600株
取得価格の総額	1,040百万円
取得した期間	2023年7月4日～2023年7月31日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第2回無償新株予約権	第3回無償新株予約権	第4回無償新株予約権
決議年月日	2015年7月15日	2015年12月7日	2021年4月26日
新株予約権の数	270個	188個	100個
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
保有者数の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員を除く) 1	当社取締役(監査等委員を除く) 1	当社取締役(監査等委員を除く) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 8,100株	普通株式 18,800株	普通株式 10,000株
新株予約権の行使時の払込金額	334円	1,128円	1,482円
新株予約権の行使期間	自 2017年8月1日 至 2024年7月31日	自 2018年1月2日 至 2024年12月31日	自 2023年4月27日 至 2031年4月26日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。	(注1)

(注1) ① 新株予約権者は権利行使期間中、以下に定める各期間における個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

2023年4月27日～2024年4月26日： 付与された個数の1/3

2024年4月27日～2025年4月26日： 付与された個数の2/3

2025年4月27日～2031年4月26日： 付与された個数の全て

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員、従業員又はその他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注2) 上記には、役員就任前に付与されたものも含めて記載しております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第1回有償新株予約権
決議年月日	2021年4月26日
新株予約権の数	1,890個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 189,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり800円
新株予約権行使時の払込金額	新株予約権1個あたり130,500円 (1株あたり1,305円)
新株予約権の行使期間	自 2022年7月期決算確定日 至 2027年5月13日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) ① 新株予約権者は2022年7月期から2025年7月期までの4事業年度(以下、「判定期間」という。)のいずれかにおいて、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)に記載された営業利益が下記に掲げる水準を満たすことを条件として、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「権利行使可能割合」という。)を限度として、本新株予約権を行使することができる。但し、本件新株予約権を行使することができる時期及び個数には下記②で定める条件を設けるものとする。

(a) 判定期間のいずれかの事業年度における営業利益が42億円を超過した場合

権利行使可能割合30%

(b) 判定期間のいずれかの事業年度における営業利益が45億円を超過した場合

権利行使可能割合100%

本号に定める営業利益の判定は、以下に定めるとおりとする。有価証券報告書における監査済の連結損益計算書記載の金額を基準とする。

営業利益の額について、合併、株式譲渡、新株の発行、株式交換、株式移転及び会社分割等(本新株予約権の発行決議日以降に生じたものに限る。以下「合併等」という。)に起因した増加と取締役会が認める場合には、

連結損益計算書記載の営業利益の額から合併等に起因した営業利益の増加分を控除する。

- ② 新株予約権者は上記①(a)又は(b)に定める条件を達成した場合、当該条件達成事業年度の翌事業年度以降においては以下に定められた割合の個数を限度として本新株予約権を行使することができる。
- (イ) 上記①(a)に定める条件を達成した場合
- ・条件を達成した事業年度の翌事業年度：付与された個数の15%
 - ・条件を達成した事業年度の翌2事業年度：付与された個数の30%
- (ロ) 上記①(b)に定める条件を達成した場合
- ・条件を達成した事業年度の翌事業年度：付与された個数の50%
 - ・条件を達成した事業年度の翌2事業年度：付与された個数の全部
- なお、上記①(a)及び(b)に定める条件が段階的に達成された場合は、上記(ロ)のうち、条件を達成した事業年度の翌事業年度に行使可能な新株予約権の個数を「付与された個数の35%」に読み替えた上で、各条件の達成毎に行使可能となる本新株予約権の個数を合算した個数を限度として本新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田 中 俊 彦	代表プロジェクト本部本部長
代表取締役社長	野 口 哲 也	
取 締 役	溝 田 吉 倫	アドプラットフォーム事業本部本部長
取 締 役	文 田 康 博	コーポレート統括本部本部長 兼 経営企画部部長
取 締 役	田 中 邦 裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長、最高 経営責任者 株式会社田中邦裕事務所 代表取締役社長 株式会社i-plus 社外取締役 BBSakura Networks株式会社 社外取締役 株式会社ABEJA 社外取締役 特定非営利活動法人日本データセンター協会 理事長 ユメノソラホールディングス株式会社 社外取締役 一般社団法人関西経済同友会 常任理事 一般社団法人ソフトウェア協会 会長 株式会社Tellus 取締役 オープンストリームホールディングス株式会社 社外取 締役
取 締 役	嶋 聡	株式会社MIXI 社外取締役 株式会社オークファン 社外取締役 株式会社ネオキャリア 社外取締役 株式会社アウトソーシングテクノロジー 社外取締役 ハンファソリューションズ株式会社 社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	轟 幸 夫	株式会社ジーニー 社外取締役（監査等委員） 株式会社サイバーコンサルタント 監査役 オーテ株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	石 本 忠 次	メンターキャピタル税理士法人 代表社員 株式会社メンターキャピタルFAS 代表取締役 ユナイテッド株式会社 社外取締役 ビジョナル株式会社 社外取締役（監査等委員） サンブリッジ株式会社 社外監査役 株式会社Blue Planet-works 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	高 木 明	高木公認会計士事務所 所長 ビットバンク株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社REXEV 社外監査役 エルピクセル株式会社 社外監査役 株式会社KIC 代表取締役 株式会社アルゴリズム 社外監査役

- (注) 1. 取締役田中邦裕氏、嶋聡氏、轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、経営監視機能の強化及び向上を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員轟幸夫氏及び監査等委員石本忠次氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員高木明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役田中邦裕氏、嶋聡氏、轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員である取締役を含む）は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。

なお、次回更新時も同内容で更新する予定です。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	244 (12)	213 (12)	— (—)	31 (—)	6 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	21 (21)	21 (21)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	266 (33)	234 (33)	— (—)	31 (—)	9 (5)

- (注) 1. 2021年10月22日の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額400百万円以内、加えて別枠でストックオプションとして新株予約権を年額80百万円以内と決議いただいております。また、同定時株主総会において、別枠で、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いただいております。なお、当該報酬は、原則として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を3事業年度の初年度に一括して割り当てることを想定しており、実質的には年間33,333株（端数切捨て）以内、年額100百万円以内に相当することとなります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。
2. 2021年10月22日の定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(5) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

①報酬の内容に関する基本方針

当社は、2021年4月20日開催の取締役会及び2021年10月22日開催の取締役会において、当社の取締役の報酬を、優秀な人材の確保及び当社の企業価値の向上と持続的成長に向けた業務遂行のインセンティブとして十分に機能するようにすることを基本方針として決定しております。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを原則とし、報酬は、金銭報酬としての「基本報酬」、非金銭報酬としての「ストックオプション等の株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。

②取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

(a) 基本報酬方針

2021年10月22日開催の株主総会で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額を年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等を年額30百万円以内と決定済みであり、同業他社等との比較、利用可能な外部専門機関による経営者報酬の調査データなどを踏まえた上で、個々の職務と責任に応じた額とする。

(b) 金銭報酬として基本報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬額については取締役会で代表取締役社長に一任することを決議した上で決定する。なお、当事業年度においては、2021年10月22日の取締役会決議に基づき代表取締役社長である野口哲也に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を一任することを決定済みである。その権限の内容は、各取締役の基本報酬額の決定であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行う必要があり、社業全般に精通している代表取締役社長が最も適任と考えられるためである。

代表取締役社長は、各取締役の役位、業務内容や職責（常勤・非常勤の別、業務執行の有無、管掌範囲等）、在任年数等に基づき、優秀な人材の確保が可能な金額であることを前提に、目標に対する成果評価を勘案の上報酬等の内容を検討し、独立社外取締役5名で構成される任意の機関である「独立社外取締役諮問委員会」に諮問し、その答申を得た上でこれを決定する。なお、基本報酬は、年額を月額均等割りの固定金銭報酬とする。

(c) 非金銭報酬としてストックオプション等の株式報酬

2011年6月7日開催の株主総会、2017年10月27日開催の株主総会及び取締役会並びに2021年4月26日の取締役会の決議に基づき各取締役に対するストックオプション付与の有無、付与数を決定済みである。また、2021年10月22日

開催の株主総会の決議に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の支給を決定済である。当社の取締役には、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプション等（株式報酬）を支給する。その額は固定報酬とのバランスを取りながら、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準、既に所有済の株式数等をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役個人への支給額を決定する。

- ③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、独立社外取締役諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	主な活動状況
取 締 役	田 中 邦 裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長、最高経営責任者 株式会社田中邦裕事務所 代表取締役社長 株式会社i-plug 社外取締役 BBSakura Networks株式会社 社外取締役 株式会社ABEJA 社外取締役 特定非営利活動法人日本データセンター協会 理事長 ユメノソラホールディングス株式会社 社外取締役 一般社団法人関西経済同友会 常任理事 一般社団法人ソフトウェア協会 会長 株式会社Tellus 取締役 オープンストリームホールディングス株式会社 社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、コーポレートガバナンス体制強化の役割を適切に果たしております。
取 締 役	嶋 聡	株式会社MIXI 社外取締役 株式会社オークファン 社外取締役 株式会社ネオキャリア 社外取締役 株式会社アウトソーシングテクノロジー 社外取締役 ハンファソリューシヨonz株式会社 社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、コーポレートガバナンス体制強化の役割を適切に果たしております。
取 締 役 (常勤監査等委員)	轟 幸 夫	株式会社ジーニー 社外取締役 (監査等委員) 株式会社サイバーコンサルタント 監査役 オート株式会社 監査役	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回、また監査等委員会には、16回中16回出席し、インターネット広告業界における他社監査役の経験と税理士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	石 本 忠 次	メンターキャピタル税理士法人 代表社員 株式会社メンターキャピタルFAS 代表取締役 ユナイテッド株式会社 社外取締役 ビジヨナル株式会社 社外取締役 (監査等委員) サンブリッジ株式会社 社外監査役 株式会社Blue Planet-works 社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回、また監査等委員会には、16回中16回出席し、主に税理士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。

取締役 (監査等委員)	高 木 明	高木公認会計士事務所 所長 ビットバンク株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社REXEV 社外監査役 エルビクセル株式会社 社外監査役 株式会社KIC 代表取締役 株式会社アルゴリズム 社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回、また監査等委員会には、16回中15回出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。
----------------	-------	--	---

(注) 株式会社サイバーコンサルタント、オーテ株式会社は、当社連結子会社であります。上記兼職先のうち、同社以外の会社につきましては、当社との間に特別な利害関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するため、行動指針を制定し、全社に周知・徹底しております。
 - (b) 当社は、法令違反等その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、社内には内部通報窓口を設置し、さらに弁護士等を配置した社外通報受付窓口を設けております。
 - (c) 代表取締役社長は、内部監査担当を指名し、定期的に内部監査を実施し、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われるかを検証しております。
 - (d) 監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査しております。
 - (e) 当社は、役員及び使用人の服務規程、法令等違反の行為については、就業規則に基づき適正に処分いたします。
 - (f) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用いたします。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
 - (g) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には、断固としてこれを拒絶いたします。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理いたします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて、適切に識別し、管理するために必要な措置を講じます。
 - (b) 大規模災害等が発生した場合に備え事業継続計画（BCP）を策定しております。万一、事業停止となった場合に速やかに再開できる手順や体制を整えと共に緊急連絡体制を構築するなど、緊急時における適切なリスク管理体制を整備しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
 - (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに基づき業務を分担しております。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
 - (b) 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づいて当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施しております。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
 - (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置するものとします。
 - (b) 監査等委員会より監査等委員会の補助の要請を受けた使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (a) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
 - (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員会に報告いたします。
 - (c) 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告いたします。子会社の業務活動について内部監査を実施しております。
- (8) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる体制を整備し、また、当社の監査等委員会は必要に応じて子会社の取締役、監査役及び使用人に対して、報告を求めることができるものとします。

(9) 不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告した当社又は子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護します。

(10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役が職務を執行する上で、必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払います。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員会には、法令に従い、社外取締役である監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保いたします。
- (b) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
- (c) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
- (d) 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備すると共に、適正な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する事項

当事業年度において、取締役会を17回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。

(2) コンプライアンスに関する事項

当社は、役職員に対して、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識向上に取り組んでおります。また、社内に内部通報窓口を設置し、さらに弁護士等を配置した社外通報受付窓口を設けることで、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

(3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて整備を行うと共に、活動状況に関し、適宜取締役会に対して報告を行っております。

(4) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて、子会社の状況について当社に報告される体制としており、コンプライアンスの管理及びリスク管理をグループ全体に浸透させ、コーポレート・ガバナンスの実効を図っております。

(5) 監査等委員会監査に関する事項

常勤監査等委員は、取締役会のほか、各委員会等に出席し、必要に応じ適宜意見を述べております。また、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行っており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財政及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業基盤の維持及び持続的な成長のための原資を確保しつつ、業績の推移や財務状況、内部留保等を総合的に勘案した上で総還元による株主還元の実施を基本方針としております。具体的には、配当性向30%及びD/E5%を目安とした安定的・継続的な配当の実施に、自己株式の取得を柔軟に加えた、総還元による株主還元を目指します。

なお、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は7月31日、中間配当は1月31日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。なお、配当の決定機関は、取締役会であります。

また、当事業年度の剰余金の配当につきましては、2023年7月31日を基準日として1株当たり40円の配当を実施することを2023年9月7日開催の取締役会において決議しておりますので、当事業年度の年間配当は1株当たり40円となります。

その他、自己株式の取得につきましては、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,613	流動負債	7,582
現金及び預金	16,218	買掛金	813
売掛金	1,463	未払金	773
前払費用	1,541	未払法人税等	937
その他	390	預り金	2,347
貸倒引当金	△0	賞与引当金	73
固定資産	2,108	販売促進引当金	2,083
有形固定資産	396	ポイント引当金	1
建物	78	その他	553
工具器具備品	49	固定負債	59
その他	268	資産除去債務	59
無形固定資産	272	負債合計	7,642
ソフトウェア	112	(純資産の部)	
のれん	75	株主資本	13,938
その他	83	資本金	152
投資その他の資産	1,439	資本剰余金	102
投資有価証券	502	利益剰余金	15,071
繰延税金資産	798	自己株式	△1,387
その他	145	その他の包括利益累計額	30
貸倒引当金	△7	その他有価証券評価差額金	30
資産合計	21,721	新株予約権	110
		純資産合計	14,079
		負債・純資産合計	21,721

連結損益計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		16,426
売上原価		25
売上総利益		16,401
販売費及び一般管理費		12,875
営業利益		3,525
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	10	
為替差益	12	
その他	0	23
営業外費用		
投資有価証券評価損	51	
寄附金	62	
その他	1	114
経常利益		3,434
特別損失		
減損損失	23	23
税金等調整前当期純利益		3,410
法人税、住民税及び事業税	1,465	
法人税等調整額	△459	1,006
当期純利益		2,404
親会社株主に帰属する当期純利益		2,404

連結株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	152	73	13,432	△354	13,303
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△764	—	△764
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,404	—	2,404
自己株式の取得	—	—	—	△1,040	△1,040
自己株式の処分	—	△1	—	7	5
譲渡制限付株式報酬	—	29	—	—	29
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	28	1,639	△1,033	634
当期末残高	152	102	15,071	△1,387	13,938

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	34	34	67	13,406
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△764
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	2,404
自己株式の取得	—	—	—	△1,040
自己株式の処分	—	—	—	5
譲渡制限付株式報酬	—	—	—	29
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△4	△4	42	38
当期変動額合計	△4	△4	42	672
当期末残高	30	30	110	14,079

貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,861	流動負債	7,472
現金及び預金	14,647	買掛金	786
売掛金	1,306	未払金	705
前払費用	1,540	未払費用	61
その他	367	未払法人税等	937
貸倒引当金	△0	前受金	19
固定資産	2,583	預り金	2,347
有形固定資産	395	賞与引当金	73
建物	78	販売促進引当金	2,083
機械及び装置	84	ポイント引当金	1
工具器具備品	49	その他	456
土地	2	固定負債	59
建設仮勘定	181	資産除去債務	59
無形固定資産	158	負債合計	7,532
特許権	16	(純資産の部)	
ソフトウェア	109	株主資本	12,771
その他	33	資本金	152
投資その他の資産	2,029	資本剰余金	102
投資有価証券	499	資本準備金	74
関係会社株式	603	その他資本剰余金	28
繰延税金資産	787	利益剰余金	13,904
その他	145	その他利益剰余金	13,904
貸倒引当金	△7	自己株式	△1,387
		評価・換算差額等	30
		その他有価証券評価差額金	30
		新株予約権	110
		純資産合計	12,913
資産合計	20,445	負債・純資産合計	20,445

損 益 計 算 書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,467
売 上 原 価		25
売 上 総 利 益		15,442
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,105
営 業 利 益		3,336
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	10	
そ の 他	0	11
営 業 外 費 用		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	51	
寄 附 金	62	
そ の 他	2	115
経 常 利 益		3,232
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	52	
そ の 他	0	53
税 引 前 当 期 純 利 益		3,179
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,382	
法 人 税 等 調 整 額	△467	914
当 期 純 利 益		2,264

株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	152	74	—	74	12,405	12,405
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△764	△764
当期純利益	—	—	—	—	2,264	2,264
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△1	△1	—	—
譲渡制限付株式報酬	—	—	29	29	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	28	28	1,499	1,499
当期末残高	152	74	28	102	13,904	13,904

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△354	12,277	34	34	67	12,380
当期変動額						
剰余金の配当	—	△764	—	—	—	△764
当期純利益	—	2,264	—	—	—	2,264
自己株式の取得	△1,040	△1,040	—	—	—	△1,040
自己株式の処分	7	5	—	—	—	5
譲渡制限付株式報酬	—	29	—	—	—	29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	△4	△4	42	38
当期変動額合計	△1,033	494	△4	△4	42	533
当期末残高	△1,387	12,771	30	30	110	12,913

独立監査人の監査報告書

2023年9月15日

株式会社アイモバイル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイモバイルの2022年8月1日から2023年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイモバイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立してあり、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年9月15日

株式会社アイモバイル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイモバイルの2022年8月1日から2023年7月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月19日

株式会社アイモバイル 監査等委員会

常勤監査等委員 轟 幸 夫 ㊟

監査等委員 石 本 忠 次 ㊟

監査等委員 高 木 明 ㊟

(注) 監査等委員3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	田中俊彦 (1979年2月5日生)	2000年4月 カルビー株式会社入社 2001年2月 株式会社オービーエム入社 2001年9月 株式会社エムスタ入社 2002年9月 アドデジタル株式会社入社 2006年1月 株式会社サイバーコンサルタント設立 同社代表取締役社長 2007年8月 当社設立 当社代表取締役社長 2017年10月 当社代表取締役会長（現任） 2018年8月 当社代表プロジェクト本部 本部長（現任）	1,688,900株
2	野口哲也 (1974年4月14日生)	1999年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2004年7月 アーサー・D・リトル・ジャパン株式会社入社 2007年8月 当社取締役 2017年10月 当社代表取締役社長（現任）	1,618,500株
3	溝田吉倫 (1980年10月21日生)	2003年10月 株式会社レオパール入社 2005年8月 株式会社グローバル住販入社 2009年3月 当社入社 2013年8月 当社アドネットワーク事業部本部長 当社執行役員 2015年1月 当社取締役 2015年8月 当社アドプラットフォーム事業本部本部長（現任） 2015年10月 当社代表取締役副社長 2017年10月 当社取締役副社長 2018年10月 当社取締役（現任） 2019年8月 オーテ株式会社取締役	33,900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
4	ふみ た やす ひろ 文 田 康 博 (1969年11月2日生)	1994年5月 2008年1月 2014年8月 2019年9月 2020年7月 2021年2月 2021年10月	ジャスフオート株式会社入社(現 株式 会社キタムラ) 株式会社ブロードリーフ入社 株式会社オークローンマーケティング入 社 当社入社 当社経営企画部部長 当社執行役員 コーポレート本部 副本部長 兼 経営企画部部長 当社執行役員 コーポレート統括本部 本部長 兼 経営企画部部長 当社取締役 コーポレート統括本部 本部長 兼 経営企画部部長(現任)	50,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<p style="text-align: center;">た なか くに ひろ 田 中 邦 裕 (1978年1月14日生)</p>	<p>1998年4月 株式会社インフォレスト設立 同社代表取締役</p> <p>1999年8月 さくらインターネット株式会社設立 同社代表取締役社長</p> <p>2000年12月 同社代表取締役副社長</p> <p>2004年6月 同社取締役最高執行責任者</p> <p>2007年11月 同社代表取締役社長 兼 最高経営責任者</p> <p>2008年6月 同社代表取締役社長 (現任)</p> <p>2009年8月 株式会社田中邦裕事務所設立 同社代表取締役社長 (現任)</p> <p>2015年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティン グ代表取締役社長 兼 最高経営責任者</p> <p>2015年7月 さくらインターネット株式会社最高経営 責任者 (現任)</p> <p>2016年10月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2018年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティン グ取締役</p> <p>2019年6月 株式会社i-plus社外取締役 (現任)</p> <p>2019年8月 BBSakura Networks株式会社社外取締役 (現任)</p> <p>2019年12月 株式会社ABEJA社外取締役(現任)</p> <p>2021年6月 特定非営利活動法人日本データセンター 協会理事長(現任)</p> <p>2021年10月 ユメノソラホールディングス株式会社社 外取締役(現任)</p> <p>2022年6月 一般社団法人関西経済同友会常任理事 (現任)</p> <p>2022年6月 一般社団法人ソフトウェア協会会長 (現 任)</p> <p>2022年6月 株式会社Tellus取締役(現任)</p> <p>2022年10月 オープンストリームホールディングス株 式会社社外取締役(現任)</p>	6,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
6	しま さとし 嶋 聡 (1958年4月25日生)	1986年4月 1994年4月 1996年10月 2005年11月 2014年4月 2014年4月 2015年4月 2017年4月 2017年6月 2017年6月 2017年12月 2018年10月 2018年12月 2019年8月 2020年3月	財団法人松下政経塾(現:公益財団法人松下政経塾) 卒塾 同法人東京政経塾代表 衆議院議員 当選 以後3期連続当選 ソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社) 社長室長 同社 顧問 ソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社) 特別顧問 多摩大学客員教授 株式会社みんれび(現 株式会社よりそう) 社外取締役 株式会社ボルテックス社外取締役 株式会社ミクシィ(現 株式会社MIXI) 社外取締役(現任) 株式会社オークファン社外取締役(現任) 当社社外取締役(現任) 株式会社ネオキャリア社外取締役(現任) 株式会社アウトソーシングテクノロジー社外取締役(現任) ハンファソリューションズ株式会社社外取締役(現任)	3,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役を除く各候補者の選任理由は次のとおりであります。
- ①取締役候補者田中俊彦氏は、共同創業者として2007年8月に当社代表取締役に就任以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、複数の事業の収益化を果たすなど、成長の基盤づくりに尽力してまいりました。今後も豊富な経験を活かし、新たな成長事業を創出すると共に、経営幹部の育成など、創業者精神の涵養を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると期待しております。
 - ②取締役候補者野口哲也氏は、共同創業者として当社を創業し、主に技術面において専門性の高い知識と経験により当社の成長に寄与してまいりました。2017年10月に当社代表取締役社長に就任した後は、事業、管理面においてもその豊富な見識と優れた手腕により成長を牽引してまいりました。今後もビジネスモデルの変革、成長戦略など当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると期待しております。
 - ③取締役候補者溝田吉倫氏は、入社以来、事業に関する豊富な業務経験と専門知識を有し、当社のアドネットワーク事業を牽引し、2015年1月からは事業部門担当役員として事業領域の拡大や収益構造の変革を推進するなど、当社の成長を支えてまいりました。専門性の高い事業に対する見識と実績に裏付けされたノウハウを有しており、今後も当社の企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると期待しております。
 - ④取締役候補者文田康博氏は、上場企業の経営企画部長や事業戦略部長などを歴任し、経営戦略や事業戦略立案経験が豊富であります。入社以来、豊富な業務経験を活かした財務戦略や経営計画の策定、IR等に携わり、当社の成長戦略を牽引してまいりました。2020年7月には当社執行役員に就任し、コーポレート体制強化を推進することで当社の成長を支えてまいりました。同氏は公共政策にも精通しており、幅広い職務経験と知見は、今後も当社の成長戦略の推進及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を通じ、企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると期待しております。
3. 田中邦裕氏及び嶋聡氏は社外取締役候補者であります。

4. 田中邦裕氏及び嶋聡氏は、現在当社の社外取締役であり、それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって田中邦裕氏が7年、嶋聡氏が5年であります。
5. 各社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
 - ①社外取締役候補者田中邦裕氏は、長年にわたりさくらインターネット株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくと共に、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス体制の強化に寄与していただくことを期待しております。
 - ②社外取締役候補者嶋聡氏は、衆議院議員としての豊富な経験を有しているほか、その経歴から企業創業者に近い立場で新規ビジネスをはじめとする成長企業における各事業活動に関する幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に寄与していただくことを期待しております。
6. 当社は田中邦裕氏及び嶋聡氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、当社取締役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は田中邦裕氏及び嶋聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」及び本議案の効力が生じますと、取締役9名のうち、5名が社外取締役となる予定です。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	とどろき ゆき お 轟 幸 夫 (1958年5月5日生)	1981年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行）入行 1998年11月 ソフトバンク株式会社（現 ソフトバンクグループ株式会社）入社 1999年4月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現 ソフトバンク株式会社）入社 1999年6月 ヤフー株式会社（現 Zホールディングス株式会社）社外監査役 2013年12月 株式会社SBI証券常務取締役 2017年6月 株式会社ジーニー社外監査役 2018年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年10月 当社社外監査役 2019年10月 株式会社サイバーコンサルタント監査役（現任） 2020年7月 税理士登録 2020年10月 オータ株式会社監査役（現任） 2021年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	—
2	いし もと ただ つぐ 石 本 忠 次 (1973年10月9日生)	2002年10月 メンターキャピタル税務事務所（現 メンターキャピタル税理士法人）代表社員（現任） 株式会社メンターキャピタルFAS代表取締役（現任） 2015年1月 株式会社マネーフォワード監査役 2015年1月 当社監査役 2016年6月 ユナイテッド株式会社社外取締役（現任） 2020年2月 ビジヨナル株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年4月 サンプリッジ株式会社社外監査役（現任） 2021年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年3月 株式会社Blue Planet-works社外取締役（監査等委員）（現任）	—

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	たかぎ あきら 高木 明 (1983年10月7日生)	2009年4月 2014年10月 2015年1月 2017年8月 2019年3月 2019年11月 2020年3月 2021年10月 2022年1月 2022年6月 2023年3月	あらた監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人)入所 佐藤総合法律事務所入所 当社社外監査役 高木公認会計士事務所所長(現任) ビットバンク株式会社社外監査役 株式会社REXEV社外監査役(現任) エルピクセル株式会社社外監査役(現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社KIC代表取締役(現任) 株式会社アルゴリズム社外監査役(現任) ビットバンク株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、それぞれ在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
- ①監査等委員である社外取締役候補者轟幸夫氏は、上場企業の監査役としての豊富な経験と幅広い見識、並びに税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、客観的な立場から社外取締役として独立した経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。
- ②監査等委員である社外取締役候補者石本忠次氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、客観的な立場から社外取締役として独立した経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。
- ③監査等委員である社外取締役候補者高木明氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、客観的な立場から社外取締役として独立した経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。
5. 当社は轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役を選任された場合、当社は各氏との間で上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社取締役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

<ご参考>

氏名	取締役会 出席状況	在任 年数	専門性 (◎は社外役員に特に期待する分野)					監査等 委員会	
			企業 経営	事業 戦略	営業/ 業界	IT/ 開発	経営企画/ 財務/管理		法務/ リスク管理
田中 俊彦	17/17回 (100%)	16年	●	●	●				
野口 哲也	17/17回 (100%)	16年	●	●	●	●			
溝田 吉倫	17/17回 (100%)	8年		●	●				
文田 康博	17/17回 (100%)	2年	●	●			●	●	
田中 邦裕 <small>社外 独立</small>	17/17回 (100%)	7年	◎	●	●	●			
嶋 聡 <small>社外 独立</small>	17/17回 (100%)	5年	◎	●	●		●	●	
轟 幸夫 <small>社外 独立</small>	17/17回 (100%)	4年			●		◎	◎	●
石本 忠次 <small>社外 独立</small>	17/17回 (100%)	8年			●		◎	●	●
高木 明 <small>社外 独立</small>	17/17回 (100%)	8年			●		◎	●	●

※在任年数には、監査等委員会設置会社移行前の監査役としての在任年数を含みます。

社外 社外取締役 独立 独立役員

企業経営：企業経営経験の有無や経営戦略に関する専門性

事業戦略：事業戦略やマーケティングに関する専門性

営業/業界：営業戦略及びインターネット広告等の業界に関する専門性

IT/開発：ITにおける技術戦略・研究開発に関する専門性

経営企画/財務/管理：経営企画、M&A及び財務会計、管理会計並びに人材戦略などコーポレート業務に関する専門性

法務/リスク管理：法律やコンプライアンスを踏まえたリスクマネジメント及び政治・行政に関する専門性

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

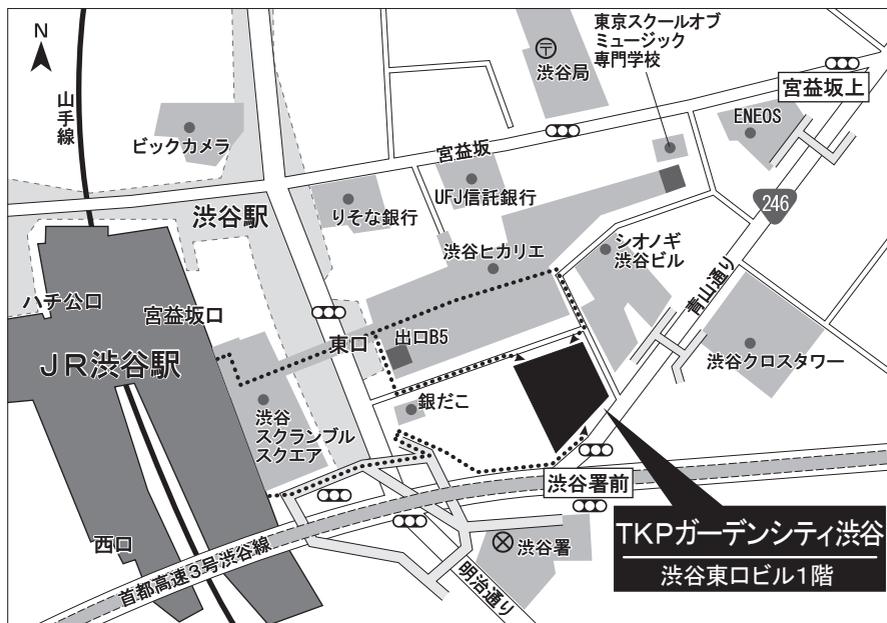
氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
ふるかわ しょうへい 古川 昌平 (1980年7月19日生)	2007年12月 弁護士登録（大江橋法律事務所大阪事務所） 2014年4月 消費者庁課徴金制度検討室政策企画専門官 2015年1月 消費者庁制度課・表示対策課政策企画専門官 2016年4月 大江橋法律事務所（東京事務所）弁護士（現任）	—

- (注) 1. 古川昌平氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 古川昌平氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法務関連分野における相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、客観的な立場から当社取締役の職務執行に対する監査、助言等をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
3. 古川昌平氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社取締役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。古川昌平氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、同氏も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、古川昌平氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都渋谷区渋谷 2丁目22番 3号
TKPガーデンシティ渋谷
ホールA（渋谷東口ビル 1階）
電話番号03-6418-1073



〔交通〕

- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
中央改札より徒歩6分
- 東京メトロ半蔵門線・副都心線・東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩5分
- 東京メトロ銀座線「渋谷」駅
明治通り方面出口より徒歩3分
- 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩7分

以上